

市営住宅の貸店舗借受応募要領

1 応募の条件

- (1)風俗営業及びこれらに類する業種以外の業種であること。
- (2)深夜営業・早朝営業を行わない業種であること。
- (3)深夜労働を行わない業種であること。
- (4)専従者として常時従事することができる個人又は法人であること。

2 選考方法

- (1)提出書類から適格者の審査を行い適否を決定します。
- (2)入居者は、安城市民を優先に決定します。
- (3)適格者多数の場合は、抽選により決定します。

3 貸付期間等

- (1)契約日から令和7年3月31日まで
- (2)契約時に保証金(貸付料の3か月分)が必要です。解約時に返還します。(無利子)

4 貸店舗募集物件(市営大山田東住宅)

No.	店舗住所	面積 (㎡)	貸付料 (月額: 円)	保証金 (円)	間口・奥 行 (m)	その他	
						駐車場 スペース	倉庫設置 スペース
C棟 106	大東町6番16号	49.12	62,300	186,900	5.52× 8.90	2台分	各店舗 奥行 0.8m以内 幅 5.5m以内 (倉庫規格制限有)
D棟 101	大東町6番16号	49.12	63,000	186,900	5.52× 8.90	2台分	各店舗 奥行 0.8m以内 幅 5.5m以内 (倉庫規格制限有)
D棟 103	大東町6番16号	49.12	63,000	186,900	5.52× 8.90	2台分	各店舗 奥行 0.8m以内 幅 5.5m以内 (倉庫規格制限有)

【構造等】

- ①貸店舗は、市営住宅鉄筋コンクリート造5階建1階です。(C棟:S51年度 建築)
- ②平成23年度末に耐震工事を完了しています。
- ③壁・天井はコンクリート打ちで、床は更地です。
- ④内装・電気・水道・下水道・ガスの各配線・管及び設備維持等に要する費用の全ては、借受者負担です。

5 申込受付

受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで ただし、土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)は除きます。
受付場所 問い合わせ先	安城市役所財政課管財係 TEL 0566-76-1111(代表) 0566-71-2210(直通) FAX 0566-76-1112 電子メール zaisei@city.anjo.aichi.jp

※FAX、Eメールでの応募申込みはできません。

6 提出書類等(虚偽の記載、申請があった場合は、申込みを無効とします)

申込者	申込みは、個人又は法人を問いません。	
申込者の資格	・「7 申込者等の資格制限」に該当しない個人又は法人	
提出書類 (申込者)	提出書類	留意事項
	市営大山田東貸店舗借受申込書	※市の指定用紙(様式1)
	店舗平面図等 ・店舗の平面図、電気等配線配管図 ・簡単な完成イメージ図	※図面の書式の指定なし
	身分証明書 ・本籍地の市区町村長が発行する 身分証明書です。	※法人は不要
	世帯全員の住民票	※法人の場合は登記事項証明書及び役員名簿 市の指定用紙(様式2)
	前年度の所得証明書	※法人は不要
	前年度の納税証明書 ・納付税額等の記載のあるもの	※個人 → 市県民税・固定資産税・国民健康保険税 ※法人 → 法人市民税・固定資産税
	印鑑証明	※個人 → 市役所市民課で交付 ※法人 → 法務局で交付

※平面図、配線配管図等の作成及び申請書類の費用は、申込者負担とします。

連帯保証人	連帯保証人は2人必要です。	
保証人の資格	・未成年者でないこと ・保証人にふさわしい所得又は資力を有すること ・税金を滞納していないこと(個人・法人とも) ・原則、申込者と世帯及び住所を一にしないこと	
提出書類 (連帯保証人)	世帯全員の住民票	※法人の場合は登記事項証明書及び役員名簿 市の指定用紙(様式2) ※法人の場合は、代表者が必ず保証人となること
	前年度の所得証明書	※法人は不要
	前年度の納税証明書 ・納付税額等の記載のあるもの	※個人 → 市県民税・固定資産税・国民健康保険税 ※法人 → 法人市民税・固定資産税
	印鑑証明	※個人 → 市役所市民課で交付 ※法人 → 法務局で交付

7 申込者等の資格制限(次の方は申込みできません)

- (1)税金の滞納者
- (2)未成年者
- (3)成年被後見人、被保佐人、被補助人
- (4)次のいずれかに該当する者
 - ア 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がいる法人、その他の団体、又は個人(以下「法人等」という。)
 - イ 暴力団員等が、その経営、又は運営に実質的に関与している法人等
 - ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
 - エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - カ 役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (5)その他、市長が不適格と認めた者
- (6)借受決定後に上記各号が判明した場合は、借受契約を解除します。
- (7)資格審査の適否の結果は、受付後速やかに申込者に通知します。

8 手続き等

- (1)借受者決定後は速やかに「賃貸借契約」の締結をします。
- (2)賃貸借契約締結時に、「保証金」の納付をしていただきます。
賃貸借契約の締結及び保証金の納付がされない時は、借受できません。
- (3)入居後の貸付料の納付は、市役所から送付する納付書により、市指定金融機関に納付していただきます。